

社会福祉法人花の園会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花の園会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、別表の通り報酬等（源泉徴収税を除く）を支給する。

- (2) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、平日以外に職務を行った場合にのみ支給する。
- (3) 評議員については定款第八条で定める上限の範囲内とする。
- (4) 役員等が職務のため出張・旅行をしたときは、職員出張旅費規程に準じて、費用（交通費、日当、宿泊料）を弁償する。
- (5) 役員等が報酬等を不要な旨を書面にて表明した際には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、職員給与規程に準じるものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表

職務内容	日 額
理事会・評議員会・監事監査・行政指導監査への出席（電話会議等の場合は半額）	10,000 円
上記以外の役員等としての業務	5,000 円